省　令

○総務省令第百三十七号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

総務大臣　川端　達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表富山県の項中「中新川郡立山町芦峅寺字ブナ坂外一一国有林地内」を「中新川郡立山町芦峅寺字松尾三番地」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月三日から施行する。

告　示

○金融庁告示第百号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年三月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

町田市農業協同組合の項中「東京都町田市忠生三丁目七番地の二」を「東京都町田市森野二丁目二十九番十五号」に改める。

北びわこ農業協同組合の項中「滋賀県長浜市湖北町速水二千七百二十一番地」を「滋賀県長浜市湖北町速水二千七百二十一番地」に改める。

菊池地域農業協同組合の項の次に次のように加える。

沖縄県農業協同組合　沖縄県那覇市楚辺二丁目三十三番十八号

○金融庁告示第百一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年十月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第四十八号までを一号ずつ繰り上げ、第四十九号を削り、第五十号を第四十八号とし、第五十一号から第六十四号までを二号ずつ繰り上げ、第六十五号及び第六十六号を削り、第六十七号を第六十三号とし、第六十八号から第七十五号までを四号ずつ繰り上げる。

○金融庁告示第百二号

コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュールより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所	ブルーノ・タヴェルニヤ 東京都港区六本木一丁目三番三十九号

○法務省告示第四百五十二号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件（平成十三年法務省告示第四百四十九号）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十三年十月十一日から効力を生ずる。

平成二十三年十月三日

法務大臣　平岡　秀夫

「岡山地方法務局真庭支局」及び「松江地方法務局雲南支局」を削る。

○法務省告示第四百五十三号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同規則第三十三条の十五第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行ったものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

平成二十三年十月三日

法務大臣　平岡　秀夫

電子認証登記所の登記官の電子証明書 （自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値 （16進数）(注)
シリアル番号（10進数）：20111100000000003	B256　D978　F878　B87D　334B
主体名（subject）：	86F4　9D44　C8D4　0E3E　5464
名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice	
組織名（organizationName）=Japanese Government	
国名（countryName）=JP	
有効期間（validity）：	
西暦2011年10月10日から西暦2015年1月9日まで	
シリアル番号（10進数）：20101100000000001	16FB　83B7　8BE4　517A　E455
主体名（subject）：	8243　82DA　8322　8CF1　9308
名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice	
組織名（organizationName）=Japanese Government	
国名（countryName）=JP	
有効期間（validity）：	
西暦2010月10月10日から西暦2014年1月9日まで	
シリアル番号（10進数）：20091100000000001	9F75　8E47　41DA　9EA8　249F
主体名（subject）：	6374　D27D　5E65　BA59　DD6D
名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice	
組織名（organizationName）=Japanese Government	
国名（countryName）=JP	
有効期間（validity）：	
西暦2009年10月10日から西暦2013年1月9日まで	
シリアル番号（10進数）：20081100000000001	3456　6AF4　995C　DC3E　53DF
主体名（subject）：	433A　8F8B　EAF1　035D　BE69
名称（commonName）=Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau	
所属名（organizationalUnitName）=Ministry of Justice	
組織名（organizationName）=Japanese Government	
国名（countryName）=JP	
有効期間（validity）：	
西暦2008年10月10日から西暦2012年1月9日まで	

(注)　ハッシュ関数ＳＨＡ－１（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Ｘ5007及びＸ5603に規定するオブジェクト識別子を「1　3　14　3　2　26」とするアルゴリズムをいう。）による変換値